

法曹有資格者の業務とコンプライアンスの日常化に向けた取組について

平成25年9月26日

総務部

法曹有資格者を三重県職員（任期付職員）として下記のとおり採用し、コンプライアンスの日常化に向けて、法令習熟度の向上への取組などを充実させていきたい。

記

1 採用者氏名・業務内容等

- (1) 氏名 いとう まさあき 伊藤 正朗
- (2) 所属及び職名 総務部法務・文書課 主幹（総務部人事課兼務）
- (3) 業務内容
- ア 施策の法的妥当性、法令への適合性の検証
 - イ コンプライアンス推進に係る職員研修等
 - ウ 条例案等の審査、法令解釈及び訟務事務への助言・指導等

2 採用日・任期

- (1) 採用日 平成25年9月24日
- (2) 任期 平成25年9月24日から平成27年9月23日まで（2年間）

3 法曹有資格者が担当する主な業務

- (1) 法令習熟度の向上への取組
- 施策や業務等における法的妥当性について、事前に法的観点から検証を行う仕組み（リーガル・サポート（仮称））の構築に取り組んでいく。現在、リーガル・サポート（仮称）の内容については、各部局総務課の担当者と構成する検討会で検討中である。
- (2) コンプライアンスの推進への取組
- 法曹有資格者がコンプライアンス推進チームのメンバーとしてコンプライアンスの推進に取り組む。
- コンプライアンス研修の充実、全所属におけるコンプライアンス・ミーティングの実施、コンプライアンス指針（仮称）の策定、活用などのコンプライアンスの推進の取組のほか、本庁及び地域機関を含めた巡回法務・コンプライアンス研修の開催を予定（11月～12月上旬）している。
- (3) 法律相談への取組
- 法曹有資格者が、従来から法務・文書課で行っている法律相談業務に加わる形で各部局のサポートを行う。
- ア 各部局からの法律相談については、従来どおり、法務・文書課内で部局別担当制を設け、個別に対応する（課内で対応できない専門的な相談については、外部の弁護士に相談を依頼する。）。また、行政不服申立てや訴訟に係る相談についても同様に対応する。
- イ 地域機関については本庁各部局の主担当課を経由した上で法律相談を実施する。